

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和2年9月16日(水) 午前10時40分～午前11時04分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 7番 長谷川広昌、
11番 北川 広人、 14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子
オブザーバー

議長(10番) 杉浦 辰夫、 副議長(9番) 柳沢 英希、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 4番 神谷 利盛、 8番 黒川 美克、
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 令和2年9月定例会の追加議案について

(1) 追加議案の説明について

(2) 追加議案の取り扱いについて

- 2 12月定例会の日程について
- 3 高浜市議会貸与タブレット端末機器使用基準について
- 4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件につきましては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりであります。

それでは、案件の順序に従い、逐次進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

《議 題》

- 1 令和2年9月定例会の追加議案について

(1) 追加議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。

説(総務部) それでは令和2年9月定例会に追加提案させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。

委員長 総務部長、着座にて結構です。

説(総務部) お許しをいただきましたので着座にて御説明をさせていただきます。案件といたしましては、一般議案1件、補正予算1件をお願いするものでございます。

初めに、議案書をお願いいたしまして、議案第66号、損害賠償額の決定につきまして御説明を申し上げます。

本件は、市道渡船場線の道路陥没事故に起因する損害賠償額の決定に関し、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の御議決をお願いするものでございます。損害賠償の額は、(1)のとおり、62万4,250円。損害賠償の相手方は、(2)のとおり名古屋鉄道株式会社であります。

事故の概要は、(3)のとおり、本年6月23日、芳川町2丁目5番16地先。これは名鉄、名古屋鉄道三河高浜5号踏切西側の市道渡船場線、東進、東方向車線において、道路の陥没が発生をいたしました。

陥没の原因は(3)オ、事故の原因のとおり、私道に埋設されていた雨水排水管が経年劣化等のため破損し、周囲の土砂が流出したことにより道路の陥没が発生したものであります。これによりまして、(3)エ、事故の状況のとおり、近接する中部電力の電柱が沈下し、電線と鉄道架線との離隔確保を目的とした電柱の建てかえ工事が必要になりました。この電柱の建てかえ工事に際して、名古屋鉄道株式会社に生じることとなった現場の点検及び監視にかかる費用について62万4,250円を損害賠償額として決定するものであります。

続きまして、補正予算書をお願いいたします。議案第67号、令和2年度一般会計補正予算(第9回)につきまして御説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ62万5,000円を追加し、補正後の予算総額を227億4,591万7,000円といたすものであります。

20 ページをお願いいたします。歳入歳出、前後しますが初めに歳出について申し上げます。8 款 2 項 1 目、生活道路新設改良費は、市道渡船場線における道路陥没事故に関し、名古屋鉄道株式会社に対する損害賠償金として、62 万 5,000 円を計上いたすものであります。

18 ページにお戻りをお願いいたします。歳入について申し上げます。

20 款 4 項 4 目、雑入は、今回の損害賠償金は加入する保険により補填されますので、損害賠償額と同額の 62 万 5,000 円を、道路賠償責任保険保険金として計上いたすものでございます。

以上が 9 月定例会に追加提案させていただきます案件でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

よろしいですか。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら市長。

市長挨拶

委員長 当局の方はご退席願います。ご苦労様でございました。

(2) 追加議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 副主幹) それでは説明させていただきます。

ただいま説明のありました議案第 66 号及び議案第 67 号につきましては、9 月 25 日の最終日に、既に上程されております議案の日程が全て終了した後に、上程、説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順に行いたいと思います。説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明しました案の通りに決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのとおりに決定させていただきます。

2 12月定例会の日程について

委員長 事務局より説明をお願いします。

説（事務局 副主幹） それでは、お手元に令和2年12月高浜市議会定例会の会期及び会期日程（案）を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

会期につきましては、12月3日から12月23日までの21日間とさせていただきます。

告示につきましては、11月26日、一般質問の締切りを11月27日の午後5時までとし、12月3日に本会議第1日目を開催し、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案上程、説明の順で行います。

12月8日及び9日の2日間を一般質問。一般質問終了後に関連質問をお願いし、12月11日を第4日目としまして、総括質疑、議案委員会付託を願い、15日に総務建設委員会を、16日に福祉文教委員会を、いずれも午前10時から開き、それぞれ付託案件の審査等を願います。

最終日第5日目につきましては、12月23日に委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会の順でお願いをするものであります。説明は以上でございます。

意（議長） 今後、コロナや台風などの天災によりですね、日程変更等が必要になった場合は、議長判断で提案し、議会運営委員会で協議、決定をしていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ただいま事務局が説明しました案のとおりでありますけれども、議長

のほうからの発言もありました。議長判断があった場合には、変更するために、また、議会運営委員会で協議をするということも含めて、決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

なお、会期及び会期日程案については、11月1日号の市広報に掲載をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

3 高浜市議会貸与タブレット端末機器使用基準について

委員長 事務局より説明を求めます。

説（事務局長） それでは高浜市議会貸与タブレット端末機器使用基準の制定等について御説明させていただきます。

議会ICT導入として、タブレット端末の議員貸与につきましては、このたび、8月28日に落札業者との契約を締結いたしました。今後、貸与するタブレット機器につきましては、機器の基本的な設定や、サイドブックですとか、LINEWORKS、グループウェアですね、これらのシステム環境設定を行いまして、10月の末ぐらいには、タブレット端末機を各議員に配布させていただく予定でございます。また、実際の費用負担というか、費用ですね、11月から発生するという形になっております。

そこでタブレットの導入に先立ちまして、高浜市議会貸与タブレット端末機器使用基準を制定する必要があると思いますが、使用基準の案につきましては、令和元年の10月16日開催の第18回議会改革特別委員会でお示しをしておりました、御協議の結果、本案に御異議なしとの結果をいただいておりますが、議会関係の条例及び規則等の制定改廃につきましては、議会運営委員会の協議となっておりますので、本委員会で正式に基準を決定していただきたいというふうに思っております。なお、既にお配りしております高浜市議会貸与タブレット

端末機器使用基準（案）でございますが、議会改革特別委員会で御審議していただいた基準に対し、その後、事務局でさらに検討いたしました結果、一部見直した（案）を御提案させていただいておりますので、改めて御審議をお願いするものです。

まず、今回、事務局が見直した内容でございますが、タブレットの自己負担金に関する項目を第4条に追加をさせていただきますので、第4条、タブレットの使用以降の条を繰り下げております。

追加しました第4条、議員負担金につきましては、既に御協議していただいておりますように、タブレットの月額貸与額の2分の1、1,000円未満を切り捨てた額を自己負担金額として、予算化しておりますし、今回の入札で、契約期間、額が決定し、自己負担金が月2,000円と確定したことを受け、自己負担の規定方法を事務局で検討しました結果、別の規則等で自己負担金を定めるよりもこの使用基準の中で規定したほうが合理的であると、明確であるというふうに判断をいたしましたので、追加をさせていただいたものでございます。

次に、様式の追加に関する修正案でございますが、第3条でございます。第3条タブレットの貸与で、ここで規定する、議長から議員にタブレットを貸与した場合のタブレット端末借用書を提出。議員をおやめになるなどして使用権限がなくなった場合に、この場合のタブレット端末の返納の提出を様式とともに、新たに追加しております。

最後に施行日でございますが、本日、御議決をいただければこの基準の施行日を令和2年9月16日、本日にいたしたいと思っておりますので御協議をお願いします。

またですね、議員の負担金につきましては、前回、政務活動費からも支出することができるので、議会特別委員会で決定してございましたが、タブレットの自己負担を政務活動費とするためには、政務活動費の対象経費となります貸与タブレットを、充当可能な経費として規定する必要がありますので、政務活動費の基準の改正につきましては、各派会議または各派代表者会議で定めるというふうになっておりますので、今回、御協議していただいた結果によりますけども、このあとに予定されています各派会議での御審議をお願いしたいというこ

とでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 ただいま事務局長より説明がありました。事前にみなさま方にお配りをしております基準案ですけれども、この中の第4条、議員負担金の部分。ここに関して問題があるかないかっていうところも含めて、各会派の御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに市政クラブさん。3番、杉浦康憲委員。

意(3) 市政クラブですが、先日この基準案をいただきまして、会派のほうで揉みました。今、委員長言われたように、第4条については問題なく、うちのほうは了承ですが、ほかのところについて、若干、訂正案があります。そちらのほう、ちょっとすいません。今日は間に合っていないんですが、事務局のほうに提出したいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

委員長 次に公明党さん、14番、小嶋克文委員。

意(14) 今のお話ありました、第4条についてはこれは問題はありません。

ちょっとまた、若干、ちょっとまだあるかもしれません。ちょっとまたこれもあとでまた。はい、すみませんけど。

委員長 次に新政会さん、7番、長谷川広昌委員。

意(7) 第4条については、新政会もこの案で結構だと思えます。あとについては、市政クラブさんが修正あるということなんで、それをまた1回拝見してから決めたいと思っております。

委員長 次に共産党さん、15番、内藤とし子委員。

意(15) 第4条のタブレットの月額2,000円については、不承不承、了承します。あとの件については、ちょっと持ち帰って、もう一度よく精査して返事したいと思えます。

委員長 それでは参考までに、青政会さん、6番、柴田耕一議員。

意(6) 4条については、このとおりでいいと思えます。ただ、納付期限が年度末に一括納付を原則とするというふうにあるんですけど、これは事務局のほうでやってもらえるのか、政務活動費の中で。それで、そういう考えでいいんですか。

説(事務局長) 事務局のほうで対応させていただきますので。

委員長 基本的に半額ですので、全額分は当初予算で予算化するような予定になっておりますから、こういう形での徴収になるんだろうというふうに思っています。次に、高志クラブさん、5番、岡田公作議員。

意(5) 第4条については問題ありません。その他については、ちょっと持ち帰らせていただきたいと思います。

委員長 次に、高浜市民の会、16番 倉田利奈議員。

意(16) 4条につきましては、私のほうは、やはり政務活動費のほうが高浜市は低いということで、そういう中で2,000円使うっていうことは、結局、実質、月1万3,000円になるということで、市民のほうからは、1万5,000円って話をすると、皆さんびっくりされて、そんなんでも勉強できるのかっていう話がありますので、私はこの2,000円っていうのはちょっと認めたくないなっていうところ。あと1点、ちょっと事務局に確認というかお聞きしたいんですけど、第6条の4のところ、タブレットの紛失とか破損の件で書かれているんですけど、これって何か保険か何かとかは入ってないんですけど、どういう状況なんでしょう。

説(事務局長) もちろん保険は入ってございますけれども、例えば、保険の補償の中に効かない故障があります。例えば、故意に破損させたとか、そういう場合は、保険に効きませんので、通常の使い方をしておれば、保険の効く内容ばかりだと思えるんですけども、そうではないようなことをした場合は、自己負担をしていただくという趣旨でございます。以上でございます。

委員長 倉田議員に申し上げますけれども、政務活動費も使えるということであって、政務活動費から出さなきゃいけないということをはっきり言っているわけじゃありませんので、何度も、たぶんお伝えしていると思っておりますけれども。

ここで御了承いただくのは、月額2,000円の議員の負担金を出していただくというところを、お認めいただけるかなというところで、これはもう前から議論をしていただいているところなものですから、そういう意味では、4条についてはよろしいでしょうか。

意(16) 議員の負担金ってことは、結局、議員が負担するってことになるので、歳費の話も出てくるんですけど、そういう面でもやはり市民からは、歳費も低

いってという話もすごく聞いておりますので、私は、できればこの2,000円って
いう負担はなくしていただきたいかったってところです。

委員長 参考の御意見ですので。

それでは、今、伺いましたところ、全体に関しては、見直し案もあるという
会派もございますし、4条においては、委員の皆さんにおいては、これで問題
ないというところで、御意見いただきましたので、この議会運営委員会終了後
の各派会議のほうで、政務活動費の使用基準のほうで、また、お話を出してい
ただけるものだと思いますので、よろしく願いをいたします。

4 その他

委員長 初めに、本日16日開催の福祉文教委員会において、陳情第2号 定数
改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳
情が採択されました。これに伴い、議会運営に関する申合せにより、9月定例
会の最終日に日程を追加して意見書を提出したいと思いますので、意見書の案
文の協議をお願いをいたします。

それでは、初めに陳情第2号の意見書の案文の御意見でございます。初めに
市政クラブさん、3番、杉浦康憲委員。

意(3) この案のままで結構です。

委員長 次に公明党さん、14番、小嶋克文委員。

意(14) 同じく、結構です。

委員長 次に新政会さん、7番、長谷川広昌委員。

意(7) 案文どおりで結構です。

委員長 次に共産党さん、15番、内藤とし子委員。

意(15) 案文のとおりで結構です。

委員長 参考までに、次に、青政会さん、6番、柴田耕一議員。

意(6) 案文のとおりで結構です

委員長 次に、高志クラブさん、5番、岡田公作議員。

意(5) この案で結構です。

委員長 次に高浜市民の会さん、16番、倉田利奈議員。

意(16) この案のとおりで結構です。

委員長 それでは、特に御意見もなく、案文のとおりでということになりましたので、全会一致で提出してよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、意見書の案文につきましては、そのように決定させていただきます。

次に、提出者及び賛成者についてですが、議会運営に関する申合せのとおり、提出者を議会運営委員長、私、北川広人とし、賛成者をオブザーバー委員を含む、ほかの議会運営委員としてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、意見書の送付先について御協議いただきたいと思います。送付先については内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣としてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは、皆さん方で何かあればお願いいたします。

意 見 な し

委員長 なければ、以上をもって議会運営委員会を終了といたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 04 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長